

令和5年産国内産農産物の銘柄設定等の意見聴取会(石川県) 議事概要

1. 開催日時

令和4年12月21日(水) 13:30~14:30

2. 開催場所

北陸農政局広坂庁舎第3会議室

3. 出席者

(行政機関)

石川県農林水産部生産流通課	主幹	前田	裕二郎
石川県農林水産部農業政策課	技師	島崎	知花
石川県農林総合研究センター	主任研究員	猪野	雅哉

(関係団体)

石川県米麦改良協会	事務局長	中村	逸朗
全国農業協同組合連合会石川県本部米穀課	専任課長	宮下	徹也
石川県産米等検査協議会		浜田	祐輔
石川県農産物民営検査協議会	会長	杭田	節夫
株式会社米心石川米穀業務課	課長	栗山	和也
日本穀物検定協会関西神戸支部石川出張所	出張所長	渡辺	伸人

(登録検査機関)

石川かほく農業協同組合		高森	静香
有限会社毛利農機	代表取締役	毛利	彰

(申請者)

全国農業協同組合連合会石川県本部米穀課	専任課長	宮下	徹也
株式会社ゆめうらら	代表	裏	貴大

(北陸農政局)

生産部生産振興課	上席農政業務管理官	横澤	隆
生産部生産振興課	課長補佐(流通)	松山	弘
生産部生産振興課	検査技術指導官	北崎	誠

4. 議題

石川県における、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米「にじのきらめき」、醸造用玄米「石川酒30号」の産地品種銘柄の設定及び水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米「ほほほの穂」、「花キラリ」の産地品種銘柄の廃止について

5. 議事内容等

(1) 開会

〔生産部生産振興課 松山課長補佐〕（以下、「事務局」という。）

定刻となりましたので、「国内産農産物銘柄設定等に関する意見聴取会」を開会します。

本日は皆様お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、北陸農政局生産部生産振興課の松山と申します。

本日の出席者の紹介ですが、別紙、出席者名簿に代えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

また、本日の資料については、配付資料一覧表のとおりとなっておりますので、お手元に届いていない資料がありましたら、お知らせください。

本日の意見聴取会を行うにあたって、資料2-2の国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアルの2ページの第3の1の(1)のなお書きで、「地方農政局長は、有識者の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。」となっておりますので、このまま申請者の方々に同席いただき、意見聴取を進めさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔出席者〕

「異議なし」

〔事務局〕

ありがとうございます。では、このまま同席いただき後ほど、申請者様から申請理由等の説明をしていただきたいと思います。

次に、ここで本日の意見聴取会の座長として、北陸農政局生産部生産振興課の横澤上席農政業務管理官を選出させていただきますので、ご了解をお願いします。

なお、本意見聴取は、公開で行うこととなっているほか、皆様の発言要旨については、議事録として農政局ホームページで公表することとしておりますので、お知らせするとともに北陸農政局生産部生産振興課北崎検査技術指導官を書記として任命しますので、ご了解願ひします。

以上で、進行を座長に交代します。

(2) 銘柄設定等申請手続き及び申請状況

[生産部生産振興課 横澤上席農政業務管理官] (以下、「座長」という。)

北陸農政局生産部生産振興課の横澤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、何かとお忙しい時期にもかかわらず、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にもご協力の下、お集まりいただき、ありがとうございます。

また、皆様方には、日頃より農林水産行政の推進にご理解とご支援を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本日の意見聴取会につきましては、銘柄設定について様々な立場の方にご意見を伺い、その結果について農林水産省農産局長に報告し、その後、銘柄設定を行うという運びとなりますので、忌憚のないご意見を申し上げます。

それでは、議事次第に基づき、2の「国内産農産物銘柄設定等申請手続きの概要説明」について、事務局から資料1-1から資料2-2について説明します。

[事務局]

この意見聴取会は、資料2-1の「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の2ページ、4の(4)、「農林水産省農産局長は、地方農政局長からの報告を受けて、農産物検査法第11条第3項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取をさせる」の規程に基づき開催するものであります。

北陸農政局では、銘柄設定等の手続きとして、8月31日に北陸農政局のWebサイトに「国内産農産物の銘柄の設定等に係る申請について」を掲載し、10月3日から10月31日まで受付を行いました。

その結果、資料1-1のとおり、「全農石川県本部」様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」、「株式会社ゆめうらら」様から、醸造用玄米の「石川酒30号」の2件について、産地品種銘柄の設定の申請がありました。

また、「北陸農政局」より水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「ほほほの穂」及び「花キラリ」の産地品種銘柄廃止の申請を行いました。

銘柄の設定の要件は、資料2-1「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の2ページ、2に「7項目」が示されています。

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法の第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ④ 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として設定す

る場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。これは、品種群の設定です。当資料の4ページ「別表」に載せておりますが、今回の申請においては該当していません。

- ⑤ 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。
- ⑥ 品種銘柄については、農水省本省の対応になりますので今回は該当しません。
- ⑦ 大豆の産地品種銘柄について示されておりますが、今回は、大豆の申請がありませんので該当しません。

以上が、銘柄設定をする場合の要件となります。

銘柄の廃止の手続きについては、資料2-1「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の2ページ、3(銘柄廃止の要件)に「3項目」が示されており、そのいずれかに該当した場合には、銘柄を廃止することができます。

- ① 先ほど説明しました、銘柄設定の要件のいずれかが満たさなくなること。
- ② 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。
- ③ 前年産及び前々年産の検査実績がないこと

以上が、銘柄廃止をする場合の要件となります

また、地方農政局長が行う銘柄の廃止の手続きについては、資料2-2基本要領別紙2にありますように、地方農政局長は、農産物検査に関する基本要領の規定に基づき、ホームページ等の利用その他の適切な方法により、廃止する銘柄の受検希望の有無の確認や銘柄の廃止に関する意見を公募し、その結果を踏まえて、農産物検査法第11条第3項に基づく意見聴取会を開催します。意見聴取会で廃止に関する反対意見が無い場合、廃止手続きを行い、今後の受検見込みや作付け見込みがある場合廃止手続きを行わないこととします。

申請のあった農産物につきましては、北陸農政局として、これら要件を満たしていることを確認して、農産局長に報告したところです。

これに対し、農産局長から、当該申請に係る意見聴取会を開催するよう指示があり、本日、意見聴取会を開催する運びとなりました。

なお、本日の意見聴取に先立ち、北陸農政局のWebサイトで、今回申請がありました銘柄設定の申請に係る意見募集したところ、意見はありませんでした。

今後の手続きについては、この意見聴取会で頂いたご意見を農産局長に報告し、農産局長がこの意見聴取会の結果及び申請の内容を基本要領に照らして、当該申請の銘柄設定を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う農産物規格規程の一

部改正のための事務手続きを来年3月末までに行うという、スケジュールとなります。

なお、農産物規格規程が改正されましたら、その内容について皆さま方に通知させていただきます。

今回銘柄の設定又は廃止とのことで申請された銘柄は、すべて選択銘柄です。新しく設定された品種について、銘柄検査を実施する登録検査機関にあっては、業務規程に選択銘柄を規定していただくことになります。

廃止された品種を業務規定で選択されてる登録検査機関は、削除していただくことになります。

なお、この意見聴取会の議事録を、北陸農政局のWebサイトに公開することとなっていますので併せてお知らせします。

銘柄設定等申請手続の概要は、以上です。

(3) 「にじのきらめき」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

それでは、議事次第3及び4の石川県における令和5年産農産物銘柄設定に係る意見聴取に入ります。

銘柄設定の申請が、「全農石川県本部」様、「株式会社ゆめうらら」様からあったところでございます。

まず、1品種・1件ごとに、申請者及び鑑定を行われた登録検査機関から説明を頂き、出席者の皆様にサンプルを確認して頂き、その後、皆様からご意見を頂きたいと思っております。

それでは、資料3に基づき、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」につきまして、「全農石川県本部」様から、申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明をお願いします。

〔全農石川県本部の説明〕

今回、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」を新たに選択銘柄として申請させていただきました。実需のお客様との契約栽培で、JA石川かほく管内で3年間、試験栽培を行ってきたところ、コシヒカリと作期は同じですが、品質、収量及び食味が良好であるため、お客様から継続して契約したいと要望がありました。試験栽培で石川県内の気象条件に適している品種であることが明らかになったことと、お客様からのニーズもあり、今後も安定した収量と品質の確保が見込まれるため申請を行いました。

生産状況は、2年産から4年産まで記載のとおりです。3年産は、生産者が飯米に回したため検査数量が減少しています。

検査機関は、石川かほく農協さんを予定しています。

品質の特性については、石川県のコシヒカリとの比較で記載しております。

・ 出穂期はほぼ同時期、成熟期は4～8日遅い。

- ・特徴的なのは、稈長が約25cm程度短い、大変倒れにくく作りやすいと、生産者から評価をいただいております。
 - ・多収で千粒重が大きい。
 - ・玄米外観品質が優れており、食味は同等。
 - ・耐倒伏性は「強」、高温耐性は「やや強」。
 - ・いもち病の圃場抵抗性は、葉いもち「中」、穂いもち「やや強」。
 - ・縞葉枯病に抵抗性あり、穂発芽性は「難」。
- でございます。

来歴にございましては、表をご覧ください。「なつほのか」と「北陸223号」の交配品種であります。

種苗法については、種子は、育成権者の農総研さんと利用権設定を行っている富山県種子協会より購入するので、権利の侵害はありません。

また、農総研さんにも産地品種銘柄の設定を行うことについて、問題はないと了解を得ています。

〔座長〕

ありがとうございました。

続きまして、鑑定を行われた登録検査機関の「石川かほく農業協同組合」様から資料3の申請書の様式第1-4号における品種鑑定上の特徴等について、ご説明をお願いします。

〔石川かほく農業協同組合〕

「にじのきらめき」の特徴は、

- ① 粒形は、大きく、やや長い。
- ② 色沢は、やや飴色で、これが一番大きな特徴だと思います。
- ③ 皮部の厚薄については、中程度。
- ④ 心白・腹白の発現の程度は、少なくなっています。
- ⑤ 縦溝の深浅については、浅い。
- ⑥ 胚の大小及び胚の形は、普通。
- ⑦ 千粒重については、24.8gであり、やや大きい。

以上でございます。

〔座長〕

ありがとうございました。

只今、「にじのきらめき」につきまして、申請する理由及び銘柄鑑定上の特徴についてご説明をいただいたところです。

ここで、申請がありました玄米をご確認いただきます。

申請がありました、水稻うるち玄米の「にじのきらめき」と比較品種として「コシヒカリ」を並べていますので、特徴などをご確認いただき、その上で、意見聴取に移りたいと思います。

試料は、私の後ろの窓際に並べてございますので、私から見て左回り、石川県様から順に間隔をお取りいただきご確認ください。

[サンプル確認]

(4) 「にじのきらめき」の銘柄設定等に対する意見徴収

[座長]

それでは、皆さんに申請品種をご確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、皆様からご意見をお聞きする前に私の方から3点お聞きしたいと思います。

まず、申請者の「全農石川県本部」様へ、ご質問させていただきます。

- ① 「にじのきらめき」については、新潟県を含む多数の県で、既に産地品種銘柄に設定されていますが、県内における5年産以降の作付面積及び作付地域は、どのようにお考えですか。
- ② 生産者の栽培上の問題点は、ありますか。
- ③ 実需者からの、食味、品質等の評価はどうですか。

[全農石川県本部]

まず、面積ですが、具体的な数字はございませんが、3年間の試験栽培は、お1人の生産者の方に作付けしていただきました。来年からは、2人増え3人の方になる予定です。

栽培にあたっては、倒れにくく作りやすいとの評価であり、問題点は聞いておりません。

食味については、お客様から、まだまだ増やしたいとの評価を得ています。

[座長]

作付地域はどこですか。

[全農石川県本部]

今のところすべてJA石川かほく管内を予定しております。

[座長]

わかりました。ありがとうございます。

続きまして、鑑定を行いました登録検査機関である石川かほく農業協同組合様へご質問させていただきます。

令和4年産の検査結果はどうでしたか。

〔石川かほく農業協同組合〕

今年は、すべて1等の品質でございました。3年間検査をした中で、今年が1番品質が良かったと思います。

〔座長〕

ありがとうございました。

では、ご出席の皆様からご質問はございますか。

では、石川県農産物民営検査協議会様どうぞ

〔石川県農産物民営検査協議会〕

本日のサンプルは、白未熟粒が少ないのですが、全体にこのような傾向でしたか。

〔石川かほく農業協同組合〕

本年度は、白未熟粒は少なかったが、初年度は、今年より多かった。

〔座長〕

米心石川様、どうでしょうか。

〔株式会社米心石川〕

今年は気象が荒れて、「コシヒカリ」が、乳白、胴割れの被害が多かったので、「にじのきらめき」は、高温耐性もやや強い傾向で短程で作りやすく、生産者の方には非常に良いのではないかと。

また、末端のお客様もかなり品質を重視していますので、玄米品質が良く、乳白も少なければ、今後可能性がある品種だと思えます。

〔座長〕

ありがとうございます。

他にございませんか、それでは、意見が出尽くしたと思えます。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと。
- ④ 1登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること。

この要件を満たしていることの確認ができたと思えます。

また、石川県内的にも、産地品種銘柄に設定されても、流通上などの問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄設定の手続きとして、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思えますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

(5) 「石川酒30号」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

続きまして、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「石川酒30号」につきまして、「株式会社ゆめうらら」様から、資料3の申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明をお願いします。

〔株式会社ゆめうらら〕

「石川酒30号」を申請した理由は、新型コロナの影響で、日本酒の生産、販売が右肩下がりになってきた。一方で産地を指定した品種の需要や海外に向けての需要が少し回復してきた状況。この中で、酒蔵から他の品種でよりよいお酒を造って差別化を図っていききたいとの相談があり、石川県農林総合研究センターに伺ったところ、石川酒30号の種もみが存在していました。これを復活させようと、ここ数年、試験栽培してまいりましたが、お酒になったとき、その他醸造用玄米だとよくわからないと消費者の方からご質問があり、今回、産地品種銘柄の申請をしたところです。

品種の特性については、記載のとおりで、成熟期は早生の晩、玄米の大きさが大きく、心白の多い酒造原料用品種であり草型は穂重型、稈長はやや長、稈の細太はやや太い。多収である品種ではございますが、「五百万石」と作期が異なっており、作期分散にも適しています。

来歴は、「五百万石」と「花吹雪」の交配と聞いております。

種苗法に定める育成者権の侵害につきましては、「石川酒30号」は、平成23年10月16日をもって育成者権が消滅している品種でございます。

種子の生産につきましては、記載のとおりイネ科植物の栽培がない場所に採種ほ場を設け、石川県中能登農林総合事務所などの指導を受けながら(株)ゆめうららで種子を育成していきます。

「石川酒30号」は、「五百万石」とは違った品種として、酒蔵とタイアップして、新商品を開発していきます。また、我々だけではなく、石川県の他の酒蔵が使えるように、他の生産者が栽培できるようにしていきたい。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、鑑定を行われた登録検査機関である「有限会社毛利農機」様から、資料3の申請書の様式第1-4号における品種鑑定上の特徴等について、ご説明をお願いします。

ます。

[有限会社毛利農機]

それでは鑑定上の特徴を、申し上げます。

- ① 粒形が、「五百万石」と比べ大きいことが特徴である。
- ② 光沢は、飴色。
- ③ 心白が、「五百万石」と比べ大きい。
- ④ 千粒重も、「五百万石」と比べ大きな品種である。
- ⑤ 縦溝の深浅についても、「五百万石」と比べ深い。

以上でございます。

[座長]

ありがとうございました。

只今、「石川酒30号」につきまして、申請する理由及び品種鑑定上の特徴についてご説明をいただいたところです。

ここで、申請がありました玄米をご確認いただきます。

申請がありました、水稻うるち玄米の「石川酒30号」と比較品種として「五百万石」を並べていますので、特徴などをご確認いただき、その上で、意見聴取に移りたいと思います。

試料の確認は、先ほどと同様の手順で、間隔をお取りいただいでご確認ください。

[サンプル確認]

(6) 「石川酒30号」の銘柄設定等に対する意見徴収

[座長]

それでは、皆さんに申請品種をご確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、皆様からご意見をお聞きする前に私の方からお聞きしたいと思います。

まず、申請者である「株式会社ゆめうらら」様へ、3点ご質問させていただきます。

- ① 今後の作付面積は、どのくらい見込んでいますか。また、他の醸造用玄米の作付けは、「五百万石」があるとのことですが、どのくらいの面積ですか。
- ② 酒造メーカーさんの評価は、どのようなものですか。
- ③ 今後の種子の確保は、自家採取になると聞いていますが、「石川酒30号」の品種特性の維持に注意することはありますか。

[株式会社ゆめうらら]

今後の作付面積ですが、現在、能登町の酒造メーカーと連携しております。

これまでは「五百万石」や「山田錦」を使用していましたが、これから石川生まれの品種を使っていきたい先方の思いがありますので、現在は、0.2ha と少ない面積ですが、徐々に「石川酒30号」にシフトしていく予定です。

弊社では、醸造用で使用する酒米は、25haほど作付けしています。

酒造メーカーの評価ですが、当初「石川酒30号」が開発されたときに、醸造過程において少しトラブルがあったと伺っています。ですが、昨年、一昨年と醸造した結果、問題がなく作れたと伺っています。

今後の種子の確保ですが、現在、令和2年産の種子を試験場から購入し、冷凍保存しているものを使用しています。先ほど説明したとおりにイネ科植物の栽培がない場所に採種ほ場を設けて育成していきます。もし種子が老化してきた状況になりましたら、関係者と相談しながら方針を決めていきたいと思っています。

〔座長〕

ありがとうございました。

続きまして、鑑定を行われた登録検査機関の「有限会社毛利農機」様へ、ご質問をさせていただきます。

「石川酒30号」は、「五百万石」と比べ見極めるポイントはありますか。

〔有限会社毛利農機〕

一番大きなポイントは、千粒重と心白の大きさと感じています。

〔座長〕

ありがとうございました。

それでは、ご出席の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見ございませんでしょうか。

生産振興の立場から石川県庁様どうですか。

〔石川県生産流通課〕

当県では、最近ですと酒米は、石川酒68号を中心に生産振興していますが、実需と結びつけがあり評価がある品種について、十分取り組みをやっていただけることに問題はありません。

〔座長〕

他にご意見ございますか。

ご意見が出尽くしたと思ってよろしいでしょうか。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと。
- ④ 1登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること。

この要件を満たしていることの確認が出来たと思います。

また、石川県内的にも、産地品種銘柄に設定されても、流通上などの問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄設定の手続きとして、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いましたが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

(7) 「ほほほの穂」の銘柄廃止に対する説明及び意見聴取

〔座長〕

次に、北陸農政局から銘柄廃止申請を行いました水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米の「ほほほの穂」につきまして、申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明いたします。

〔北陸農政局の説明〕

「ほほほの穂」については、「ゆめみづほ」の作付以前においては、石川県の早稲の主要品種でしたが、令和3年産は検査実績がなく、本日お越しの全農石川県本部さまにも確認したところ、令和元年以降種子の生産も行われておらず、今後作付けする予定はなく、廃止することに問題はないとのことでありました。このことから、他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。に該当するため、今回、廃止申請を行いました。

〔座長〕

では、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米の「ほほほの穂」の銘柄廃止について、本日出席の方々からご意見を頂きたいと思えます。

それでは、ご出席の皆様からご意見はございませんか。

銘柄を廃止した場合の問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄の廃止の手続きとして、この意見聴取の結果を農林水産省農産局長に提出したいと思えますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

(8) 「花キラリ」の銘柄廃止に対する説明及び意見聴取

〔座長〕

次に水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米の「花キラリ」につきまして、申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明いたします。

〔北陸農政局の説明〕

花キラリは、平成23年産から産地品種銘柄に設定された品種で、当初20トン弱の検査実績がありました。最近では平成28年産に検査された16トンが最後の検査実績となります。

このため、廃止要件である前年産及び前々年産の検査実績がないことに該当するため、今回廃止申請を行いました。

〔座長〕

では、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米の「花キラリ」の銘柄廃止について、本日出席の方々からご意見を頂きたいと思っております。

それでは、ご出席の皆様からご意見はございませんか。

銘柄を廃止した場合の問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄の廃止の手続きとして、この意見聴取の結果を農林水産省農産局長に提出したいと思っておりますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

ありがとうございました。

以上で、本日予定していましたが意見聴取会の議事が終わりましたので、座長の任を解かさせていただくとともに、書記を解任させていただきます。

事務局に進行をお返しします。ご協力ありがとうございました。

〔事務局〕

大変ありがとうございました。

座長からも話がありましたように、本日、意見聴取させていただいた内容につきましては、農林水産省農産局長に報告して参ります。

また、銘柄に設定された場合には、申請者様宛に決定の通知をさせていただきます。通知を受けた申請者様には、登録検査機関配布用のサンプルとして、1.5 kg程度の試料を北陸農政局へ提出していただくこととなりますので、試料の確保をよろしくお願い致します。

これもちまして、本日の意見聴取会を終了いたします。ありがとうございました。

〔以上〕